

食協発第 66 号  
令和 6 年 5 月 29 日

各 支 部 長 殿

公益社団法人日本食品衛生協会  
理 事 長 鵜 飼 良 平

令和 6 年度食鳥処理衛生管理者の登録講習会  
受講希望者に関する調査について(依頼)

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律第 12 条 5 項第 4 号に基づく食鳥処理衛生管理者の登録講習会につきまして、関係団体との共催により平成 3 年度より開催してまいりました。本年度の開催の検討にあたり、受講希望者数を把握したく調査をさせていただきたいと存じます。

つきましては、ご繁忙のところ誠に恐縮ではございますが、各都道府県市及び保健所の食品衛生担当部局と連携をお図りいただき(別添写し)、貴協会管内の食鳥処理衛生管理者の設置が必要な施設に情報提供いただき、**令和 6 年 7 月 19 日(金)までに**、受講希望者から直接、当協会ホームページ等によりご回答いただきますよう、お取り計らいのほどお願い申し上げます。

当協会ホームページ：[https://www.n-shokuei.jp/news/2024/kousyuu\\_chousa.html](https://www.n-shokuei.jp/news/2024/kousyuu_chousa.html)

以 上  
(担当：公益事業部)

事務連絡  
令和6年5月29日

食鳥処理衛生管理者の登録講習会  
受講希望者 各位

公益社団法人日本食品衛生協会  
公益事業部

### 令和6年度食鳥処理衛生管理者の登録講習会 受講希望に関する調査について

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律第12条5項第4号に基づく食鳥処理衛生管理者の登録講習会につきまして、受講希望者数を把握するための調査を実施いたします。

令和6年度における講習会につきましては、受講希望者が一定数以上となった場合に開催のための登録を申請いたします。

つきましては、下記をご確認いただき、受講を希望される場合は、別紙受講希望者調査票によりご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、講習会開催の可否につきましては、受講を希望された方宛にメールにてご連絡いたします。

#### 記

#### 1. 受講資格

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号の規定に基づき、以下の条件を満たす者

(1) 学校教育法に基づく中学校を卒業した者または中等教育学校の前期課程を修了した者または厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 食鳥処理の業務に3年以上従事した者

注) 食鳥処理とは次に掲げる行為のことです。

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」第2条

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

#### 2. 開催日程及び会場（予定）※以下(1)(2)のいずれかを選択してください。

(1) 複合型

eラーニングとライブ配信又は集合研修の併用での開催です。顔認証機能を使用するので、Webカメラが必要です。

開催日程：eラーニング 令和6年12月～令和7年1月

最終研修 令和7年1月中の1日間（ライブ配信又は集合研修  
（会場未定））

(2) 集合型（実施しない場合があります）

開催日程：令和7年1～2月中の連続3日間

会 場：未定

3. 講習科目(6科目 24時間)

公衆衛生学概論	(4時間)	家きん疾病学	(6時間)
食鳥検査関係法令	(4時間)	食鳥肉衛生学	(6時間)
家きん解剖・生理学	(2時間)	関連法令	(2時間)

4. 受講料

一人につき 44,000円(税込・予定)

(テキスト代含む。なお、開催会場までの交通費、宿泊費、食事代等の個人費用は含まれておりません。)

5. 調査票の提出

令和6年7月19日(金)までに、次の方法にてご回答ください。

(1) 当協会ホームページ

[https://www.n-shokuei.jp/news/2024/kousyuu\\_chousa.html](https://www.n-shokuei.jp/news/2024/kousyuu_chousa.html) よりご回答の場合  
メールフォームに必要事項をご入力の上、ご送信下さい。

(2) メールでご回答の場合

別紙にご記入いただき、[jigyouka@jfha.or.jp](mailto:jigyouka@jfha.or.jp) までご送信下さい。  
なお、件名に「食鳥処理衛生管理者 希望調査」とご記入下さい。

6. お問い合わせ先

公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部公益事業課(担当：岡本、吉田)

〒111-0042 東京都台東区寿4-15-7

TEL：03-5830-8803

メール：[jigyouka@jfha.or.jp](mailto:jigyouka@jfha.or.jp)

以 上

別紙

**【送信先】**

公益社団法人日本食品衛生協会 公益事業部公益事業課 宛

メール：[jigyouka@jfha.or.jp](mailto:jigyouka@jfha.or.jp)

なお、送信の際には件名に「食鳥処理衛生管理者 希望調査」とご記入下さい)

※当協会ホームページのメールフォームからご回答いただいた方は、本紙への記入は不要です。

**食鳥処理衛生管理者の登録講習会  
受講希望者調査票**

[締め切り：令和6年7月19日(金)]

勤務先名：		連絡者名：	
電話番号：		FAX 番号：	
メールアドレス（必須）：			
所在地	〒		
受講希望者		複合型	集合型

合計 \_\_\_\_\_ 名

※講習会実施の可否につきましては、受講を希望された方宛に  
9月頃にご連絡いたします。

※本調査票のご提出は、お申し込みではありませんので、ご注意ください。



食協発第 66 号  
令和 6 年 5 月 29 日

各 { 都 道 府 県 }  
      { 保健所設置市 } 食品衛生主管課長 殿  
      { 特 別 区 }

公益社団法人日本食品衛生協会  
理 事 長 鵜 飼 良 平

令和 6 年度食鳥処理衛生管理者の登録講習会  
受講希望者に関する調査について(依頼)

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律第 12 条 5 項第 4 号に基づく食鳥処理衛生管理者の登録講習会につきまして、関係団体との共催により都道府県知事の登録を受けて、平成 3 年度より開催してまいりました。

本年度の講習会の開催の検討にあたり、受講希望者数を把握するため、受講希望者の調査を食品衛生協会各支部において実施いたします(別添写し)ので、貴管内保健所のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査につきましては、各支部(支所)より食鳥処理衛生管理者の設置が必要な施設に情報提供し(別紙)、直接当協会宛にご回答いただくようにしておりますが、保健所等よりご案内いただく場合にも、**令和 6 年 7 月 19 日(金)までに**、当協会ホームページ等からご回答いただきますよう、お取り計らいのほどお願い申し上げます。

当協会ホームページ：[https://www.n-shokuei.jp/news/2024/kousyuu\\_chousa.html](https://www.n-shokuei.jp/news/2024/kousyuu_chousa.html)

以 上  
(担当：公益事業部)  
(別添省略)